

○神栖市広報紙有料広告募集要項

令和 8 年 8 月 2 8 日

告示第 1 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発行する広報紙「広報かみす」(以下「広報紙」という。)への広告の募集等に関し、神栖市有料広告掲載要項(平成 1 9 年神栖市告示第 3 6 号。以下「掲載要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第 2 条 広報紙に広告を掲載することができるもの及び広告の内容、デザイン等は、掲載要項及び別に定める掲載基準の規定によるものとする。

(規格等)

第 3 条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載枠)

第 4 条 広告の掲載枠は、最大で 1 0 段とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、1 号を単位とし、複数名にわたる掲載も可能とする。

(募集方法等)

第 6 条 広告掲載の募集は公募によるものとし、広報紙、市ホームページ等により行う。

2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 市長は、募集枠に満たなかった場合又は空き枠が生じた場合には、随時募集を行うことができる。

(申込み)

第 7 条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、神栖市広報紙有料広告掲載申込書(様式第 1 号)に原稿を添えて、掲載希望号の発行 2 か月前までに市長に提出しなければならない。

2 広報紙 1 号につき申込みができる段数は、1 申込者ごとに 1 段までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(可否の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要項第 6 条第 1 項に規定する神栖市有料広告掲載審査会に諮り掲載の可否を決定し、神栖市広報紙有料広告掲載決定通知書(様式第 2 号。以下「掲載決定通知書」という。)又は神栖市広報紙有料広告不掲載決定通知書(様式第 3 号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が募集枠を超えた場合は、次の順位により決定する。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 前号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても申込者が募集枠を超える場合は、抽選により決定する。

(広告主の責任)

第9条 掲載した広告の内容により第三者に損害等が生じた場合は、広告主（掲載決定通知書を受けたものをいう。）がその責任を負うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、掲載要項の規定により掲載が決定された有料広告（広報紙に係るものに限る。）は、この告示の相当規定により掲載が決定されたものとみなす。

別表（第3条関係）

掲載位置	規格（2色刷り）	掲載料
広報紙面の最下段	半段（縦46mm×横85mm）	15,000円／号
	1段（縦46mm×横175mm）	30,000円／号